

## 「落枝傷害事故と公園管理」フォーラム メモ

### 1. はじめに

第一印象：「奥入瀬溪流」という観光地での事故、事例判断

### 2. 本判決の理解

多数の観光客が立入り、散策・休憩に利用する場所での事故であり、結論は相当  
県・空白域を事実上管理する遊歩道の安全性の欠如 → 管理瑕疵による営造物責任  
国・国有地に自生する樹木 + 管理（支持）の不備 → 工作物責任

### 3. アンケート結果へのコメント

いくつかの誤解：本判決が「一般的に」天然木の落枝等の責任を認めた（←「瑕疵」要件、営造物）  
管理なければ責任なし（←利用状況に見合わない危険性そのものが責任原因）  
自然公園だからあるがままに（←行政区分考慮も、利用実態に応じた判断に）  
公務員個人が責任追及を受ける（←国賠1条2項「故意又は重大な過失」）  
「自己責任が原則」（←観光用歩道では妥当せず、危険の説明等必要）

批判 = 過剰反応：供用廃止、周辺樹木の伐採（不適切な対応）

### 4. 必要な対応

「自然公園」の目的の理解（景観保護と利用の調和、生物多様性保全）  
適切な結果回避手段の選択（点検、案内表示、ガイド、防止柵設置、伐採、利用制限、廃止）

### 5. 賠償責任保険の利用

有用な防衛手段（被害者救済にも資する → 直接請求権付与？）

**検討事項** 保険事故（対象）、保険料（リスク算定：利用者数×面積？ 実質的費用負担者）、示談代行、団体保険（管理水準の統一）、告知・危険増加の通知義務、保険事故防止費用の填補特約、免責事由（自然災害の範囲）等

### 6. その他

利用調整地区の活用（認定手数料徴収、ガイド ← 支援の必要）  
人員確保・育成（自然保護官増員、自然公園指導員・パークボランティアの実費弁償・有償化）  
旅行者への研修等、環境教育の推進

観光政策との調整 (cf. 観光立国推進基本 22・24 条)

## 【参 考】

### □ 営造物責任 (国家賠償 2 条)

#### (i) 公の営造物

国・公共団体等により特定の公の目的に供される有体物および物的設備。

⇒ 動産、動物、自然公物、他有公物 (国等の所有でないが、事実上管理する物) 含む

#### (ii) 設置管理の瑕疵

設置 (原始的) 瑕疵 (ex. 設計・建材の不備)、管理 (後発的) 瑕疵 (ex. 維持修理の不十分)

瑕疵: 「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」 (最判 S45.8.20 民集 24.9.1268)

⇒ 「当該営造物の構造、用法、場所的環境および利用状況等諸般の事情を総合考慮して  
具体的個別的に判断すべきもの」 (最判 S53.7.4 民集 32.5.809)

→ 客観説 (最判 S45・高知落石事件 → 無過失責任、予算不足を免責自由として認めなかった)  
… 故意過失を前提とせず、発生原因が自然力でも認められうる。

#### (iii) 瑕疵の判断基準

① 危険性 (※人・場所的相対性 有。除. 通常国民の側で対処すべきもの)

② 予見可能性 (← 不可抗力 (通常の予測を超える・異常な事態・被害者の行動等) 免責)  
… 定性的可能性 (蓋然性) で十分 (定量的、時期・場所・規模の具体的予見は不要)

③ 結果回避可能性 … 財政的・時間的考慮 (→ 例外的に認められる)

技術的考慮 (→ 事故当時基準。新技術は有効性、普及度、適合性次第)

#### (iv) 求償関係

原因者に対する責任追及 (2 条 2 項、ただし故意過失が必要。cf. 民 717 条 3 項)

費用負担者 (← 実質的コントロール可能性) の責任・内部求償 (3 条)

### □ 土地工作物責任 (民 717 条)

#### (i) a. 土地工作物

人工的作業により土地に接着された定着物: 建物、広告塔、擁壁、電柱、講演の遊具等

#### b. 竹木

※竹木の栽植又は支持

「竹木ノ枝折又ハ傾倒等ニ因リテ他ニソ損害ヲ加フルニ至コト頗ル多クシテ其事情ハ…工作物  
ノ崩壊又ハ墮落等ニ因ル加害ノ事情ト豪モ異ナル所ナキニ拘ハラス竹木ハ之ヲ土地ノ工作物ト  
称スルコトヲ得サルニ因リ本條第二項ハ特ニ」準用規定を設けた (松波仁一郎ほか「帝国民法 (明  
治 29 年) 正解 第六卷 債権」 (日本立法資料全集 別巻 100) 信山社出版・H9 年復刻版、1483

頁)

(ii) 瑕疵

物が通常有すべき安全性を欠くこと。 ※法律的な定式は営造物責任に同じ

(iii) 占有者の責任

工作物を支配管理し、危険発生を防止できる地位にある占有者 (ex. 借主、受寄者等) に、一次的な責任を認める。無過失の立証による免責を認める、中間責任 (立証責任の転換)。

(iv) 所有者の責任

占有者免責の場合に、無過失責任を負う。← 危険責任、補充的に報償責任

**裁判例**

・村等が開設した「溪流公園」施設に隣接する溪流で水遊びをしていた者が、溪流南側崖の上から落ちてきた枝が直撃し死亡した事故 (福岡高判 H12.8.30 判タ 1104.172)

「敷地内外の本件公園施設は一体として」事故現場である溪流も「入園者の利用に供されている」ことを前提に、村等につき「公園化したことにより相当数の公園利用者が本件事故現場の溪流に立ち入る可能性が増大し、その結果、落石、落木により本件事故現場において人身被害をもたらす危険は増大したのであるから、公園利用者の安全について配慮すべき義務がある本件公園の設置、管理者は、本件事故現場について落石、落木の可能性がある危険箇所として立て札を立てて注意を喚起したり、あるいは立入禁止にするなどの措置をとるべき」であったのにそれを怠った安全配慮義務違反、及び、設置管理の瑕疵による賠償責任を負うとする一方、崖上を管理する県 (県行造林事業を施業) については、「崖上の原生林は、急傾斜地であって人が分け入るのが危険であるため植林除外地となっており、とりわけ、本件事故現場南側崖近くは分け入って管理するのは不可能であり、一般人の立ち入りも予定していないのであるから、右原生林内に枯れ木ある本件樹木が存在していたとしても、通常有すべき安全性を欠いていたということとはできず、民法 717 条の竹木の栽植又は支持に瑕疵があったとはいえず、「本件事故時の状況では、右原生林の崖下に位置する本件事故現場に本件公園の入園者が近づく可能性があり、それとの関係で入園者の安全性の確保の問題が生ずるが、この問題は正しく本件公園の設置、管理者にかかる問題であって、右原生林の崖下に本件公園が設置されたからといって直ちに右原生林内の樹木の所有者に民法 717 条の無過失責任が生ずるものではない」し、「本件公園の設置、管理及び運営に深く関与していた」わけではないので 717 条 2 項の責任を認めなかった。

⇒ 周囲の環境を考慮して安全性を確保、対応は状況に合わせて選択する必要。

国有林の管理状況・可能性、事故現場との位置状況を考慮した安全性判断 (奥入瀬と差！)

以 上